

クレーン(5トン未満)運転業務特別教育 案内書

法令根拠 講習内容

- ・ 労働安全衛生法第 59 条の規定により、つり上げ荷重5トン未満のクレーン(天井クレーン・ホイスト式天井クレーン・橋形クレーン・テルハ等)の運転業務は、危険性が高い作業であり特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・ 当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

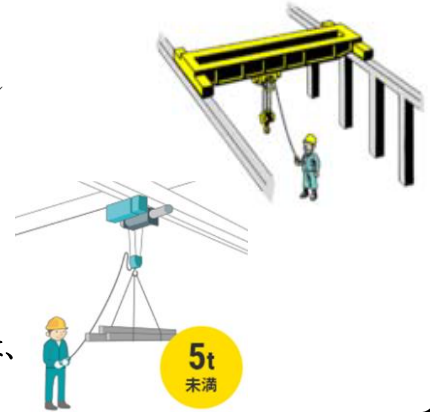
【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第 36 条第 15 号

- ・ 移動式クレーンを除く、つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーン
- ・ つり上げ荷重が 5 トン以上の跨線テルハ

【クレーンとは】

「荷を動力を用いて吊り上げ、及びこれを水平に運搬することを目的とする機械装置をいう」と定義されており、移動式クレーンやデリック以外のものをいいます。



注).クレーン等の吊り具での荷掛け・荷はずし作業を行うには、別途「玉掛け作業」の資格が必要となります。

申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日) なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。

手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

当協会では原則として学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

受講資格

クレーンの運転(重量の確認、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、荷の卸し)を3時間以上、クレーンの運転のための合図(合図の方法)を1時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 講習時間

科目	時間	科目	時間
クレーンに関する知識	3時間	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間
原動機及び電気に関する知識	3時間	関係法令	1時間
合計 9時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	11,000円	1,705円	12,705円
会員	7,700円		9,405円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

助成金

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

詳しくは愛媛労働局助成金センター(089-987-6370)までお問い合わせください。

修了証

- ・ 全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・ 事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)